



令和 3年 4月 9日



埼玉県立
狭山工業高等学校



新しい学校、新しいクラス、新しい友達、新しい先生…ワクワクするけど、ちょっと緊張することもありますよね。頑張り過ぎて疲れたかなと思ったら、のんびりする時間も作りましょう。リフレッシュして次の日も元気に！！

♡♡ **友だちづくりの魔法のことば** ♡♡

友だちできるかな…と、心細く思っている人に魔法の言葉を教えましょう。

☆ **おはよう!** 朝、出会った友だちに「おはよう」声をかけてみよう。

きっと、話をするきっかけになります。

☆ **また明日!** 「今日は楽しかった」という気持ちを込めて。

明日への元気がわいてくる言葉です。



今年度も4月から6月の間に、色々な検診があります。

学校医さんや検診機関の方々には短い時間で沢山の人の検診をするので大変疲れます。せめて、失礼のない態度で、イライラさせないようにお願いします。

「診て頂く」という気持ちを態度で表わしてください。

月日	検査項目(対象者)	時間	場所
4月15日(木)	眼科検診(1年生)	14:30~(LHR)	保健室
4月27日(火)	歯科検診(2年・3A~C)	9:00~	保健室
4月30日(木)	結核検診(1年生)	13:30~	3年昇降口前 レントゲン車
5月11日(火)	心臓検診(1年生)	13:15~	工業基礎室
5月13日(水)	身体測定(全学年)	1・2限	※後日連絡します
5月24日(月)	尿検査(全学年)	各自:登校次第、教室の回収袋に提出	保健委員:8:50までに回収袋を保健室に提出
5月25日(火)			
6月 8日(火)	尿二次検査(対象者)	各自、登校次第保健室に提出(8:50まで)	
	歯科検診(1年・3D~F)	9:00~	保健室
6月18日(木)	耳鼻科検診(該当者)	13:30~	保健室 ※事前調査実施
内科検診	4/19(月)3D・3E、4/23(金)3A・3B、4/26(月)2-2・1-1 5/10(月)2-1・1-2、5/14(金)3C・3F、5/17(月)女子・2-3・1-3 5/24(月)2-4・1-4 6/7(月)2-5・1-5		9:15~ 保健室

学校で行う健康診断は『学校保健安全法』という法律に基づいて行うもので、生徒の皆さんの発育・健康状態を把握して、学校生活を送る上で支障がないか、注意すべき事がないかを調べるものです。学校で行う検査はスクリーニングと言って、病気や異常の『疑い』があるかどうかをふるい分けるものです。疑いがある場合は通知をお渡しますので、早めに医療機関を受診して、結果は各自担任の先生に提出してください。



昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、一斉休校や分散登校、様々な行事の中止・縮小で大変でしたね。先生方も大変でした。

ワクチン接種も始まり、今年度はもう少し落ち着いて学校生活が送れるかと思いますが、With コロナの時代であることには変わりありません。今までと変わらず、粛々と感染対策をお願いします。

- ・健康観察：朝起きたら検温。発熱あり・どこか具合が悪い→欠席
- ・マスク：食事の時以外は基本的にマスクをする。食事は黙ってね。
- ・手洗い：石鹸を付けて「ハッピーバースデー」を歌いながら(^^♪
- ・消毒：手洗い+消毒が最強！手洗いができない所は消毒だけでも。
- ・換気：教室の対角線上2か所（10cm程度）は常時開放。休み時間は思いっきり開放する。

保健室は全校生徒が利用する健康センターです。けがや具合が悪い時はもちろんのこと、健康に関する相談や質問をしたい時、体脂肪を測りたい時、身長や体重を計りたい時等、大いに利用して頂いて結構です。ただし、誰もが気持ちよく利用できるように、下記のようなルールを守ってください。

1 休み時間にいらっしゅい！

授業に差し支えるけが・病気以外は休み時間に来てください。「誰にも聞かれない話」や相談は、まず、相談の日時を決めましょう。保健室での何らかの処置等で授業に遅れる場合は、『欠課・遅刻連絡票』を発行しますので、授業の先生に渡してください。保健室での休養は原則1時間までで、授業は欠課扱いとなります。

2 保健室で行うのは応急処置まで！

けがをした時保健室で行うのは応急処置までです。その後の処置は医療機関、または自宅で行ってください。また、内服薬はあげられません。

3 薬品や器具は勝手に使わない！

保健室にある薬品や器具等を使用する場合は、必ず一言ことわってください。そして、使用後は元の通りに後片づけもお忘れなく！

4 とにかく保健室では静かに！飲食物の持ち込みは厳禁です！

保健室は具合が悪くて休んでいる生徒がいることを想定して行動をしてください。



日本スポーツ振興センターの手続きについて

皆さんは学校管理下でけがをして医療機関を受診すると、その医療費を後で貰うことができます。

- **学校管理下とは**、授業中はもちろんのこと、休み時間や部活動、登下校時、修学旅行中も入ります。
- **請求できない場合**
 - ① 受診してから2年経過している時。
 - ② 一つのけがの治療費の総額（初診～治癒するまで）が1500円以下の時。
 - ③ 交通事故や第三者から受けただけがで損害賠償を受けた時など。
- **手続きは**、
 - ① 日本スポーツ振興センターの給付金請求に必要な書類を保健室で貰う。
 - ② 書類（医療機関が記入するものと、本人が記入するものがある）を作成する。
 - ③ 保健室に提出する。



申請はあくまでも自己申告ですので、自分で必要書類を保健室に貰いに来てください。けがをした日時や状況が分からないと請求しようがありません。詳細を忘れないうちに、とりあえず、医療機関を受診したら保健室に来てください。請求が出来るかどうかも含め相談の上、早めに手続きをしましょう。

